

様式（第 9 条関係）

審 議 結 果

次の審議を下記のとおり開催した。

審議会等の名称	令和 8 年度 第 2 回益田市人権施策推進審議会
開催日時	令和 8 年 7 月 1 4 日（火）午後 2 時から午後 4 時
開催場所	益田市人権センター
出席者及び欠席者	○出席者 【委員】渡辺委員（会長）、長岡委員（副会長）、神谷委員、藤下委員、田村委員、澄川委員、磯邊委員、前田委員、山本委員、小早川委員、俵委員 1 1 名 【事務局】和崎福祉環境部長、人権センター中島館長、栗山館長補佐、岡田相談員 4 名 ○欠席者 大谷委員、野村委員、伊藤委員、岡田委員、原田委員 5 名
議題	① 人権・同和問題に関する市民意識調査について ② 人権施策に関する基本的な計画（案）について
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	0 名
問合せ先	福祉環境部 人権センター 電話：0856-31-0412

経過

1 開会	
2 会議の成立について	
事務局	委員 1 6 名中 1 1 名の出席。「益田市人権施策推進審議会規則」第 3 条第 2 項に基づき会議が成立していることを報告。
3 渡辺会長あいさつ	
4 議事	
①人権・同和問題に関する市民意識調査について（資料 1）	
人権・同和問題に関する市民意識調査について事務局より説明	
会長	計画の各論において意識調査の結果については記載してありますので、その都度、見ていただけたらと思います。時間の都合上、先に行かせていただきます。今日の主な議題であります「人権施策に関する基本的な計画（案）」について、お願いします。
②人権施策に関する基本的な計画（案）について（資料 2）	

人権施策に関する基本的な計画（案）について事務局より説明	
会長	総論の部分において、今説明の中にありましたが、この益田市人権施策推進計画（仮称）についてどうするかということを、ここで皆様のご了解を得る必要があります。 その前に、説明がありましたが、現行の計画は人権・同和問題基本計画で、それは人権教育啓発の指針としての基本計画であり、今回の名称は、人権施策を推進するための基本計画と若干表現が変わっています。 私からあえて言うつもりはありませんが、国は、人権教育啓発のための基本計画を出しています。それを受けて、島根県は人権施策推進のための基本方針を出しています。人権教育啓発だけの基本計画なのか、人権施策全体の総合的な推進計画なのか、その部分で、若干表現というか意味合いが変わってきておりますので、そこについては皆さんで共通理解をしていきたいなと、思っているところです。 つまり、人権教育啓発だけではなくて、市の行政、それぞれの部局、全てが当事者であり、人権センターだけの問題ではないという意味合いを込めてですね、いろんな意味での人権施策を推進するための基本計画ですので、そのように読んでいただければと思います。 ただ、どうしても、今のところ、人権教育啓発のことしか書いてないというか、そこに重点が置かれたような説明になっていますけれども、それは今言ったように国、県の内容がベースなっていますので、それが若干多い印象がありますけど、あくまでも人権施策全体の計画だと思っていますので、この益田市人権施策推進計画というのが事務局の今の案ですけれども、これでいかがでしょうかということです。 ご意見があれば言ってください。
委員	この名称ですが、この条例の概要のところに人権施策という言葉、それから、総合的かつ計画的に推進すると、いう内容が条例の中にあるから、これを総合的に網羅して、この計画の名前になったという理解でもいいんですかね。
事務局	そう理解していただいてよろしいかと思います。
会長	ほかに何かありませんか。無いようでしたらこの場で、この名称について、（仮称）を取り、承認いただいたということで、よろしくお願いします。 その他、内容について、皆さんから、ご意見ご質問があればお願いします。
委員	後の各論において、アンケートの結果をいろいろ考慮したものが出てくるということですが、そもそもこのアンケートについて、よく報道機関の世論調査などしてますが、結局、統計学的に、一定程度の知見を持ってやると思います。今、事務局の説明の、無作為抽出だよというようなところは、そういう統計学的なこの知見をもってされたのか、それとも、ちょっと言い方悪いかもしれませんが、素人考えでされたのか確認させてください。
事務局	益田市の人口約 43,000 人に対し 1,000 人の無作為抽出というのは、統計学的に成り立つと考え実施しました。

委員	ということは、この調査をいわゆる統計学的に見ても、どこに出しても問題ない調査で、この回答が市民全般の回答を反映しているというふうに思ってもいいということではよろしいですか。
事務局	はい、よろしいです。
会長	ほかに何かありますでしょうか。 私から1点、これはほんの些細な意見で留めておいてください。 7ページ、(1) 家庭における人権教育の推進という文章の中の「しかし、近年、家庭における養育力が低下し」について、さっと読めば読むんですけど、家庭における養育力が低下し、というところだけを読むと、ちょっと一般化し過ぎじゃないのか。あるいは、どこから目線でこれを言ってるのか、子育てが終わった世代の私たちが若い世代に向けて言ってるような感じが無きにしもあらずで、余りにもちょっと、今、子育て真っ最中の家庭に対しては、決めつけが過ぎるんじゃないのかということです。単純な意見だと思って聞いてください。別に回答はいりません。 私個人的な意見をこうやって挟み込みますので、皆さんも本当個人的な意見を言ってもらえれば、それぞれの意見に対する考え方でも結構ですので、発言を積極的に行っていただければと思います。 9ページまで全体を通して、よろしいでしょうか。
委員	5ページの「社会環境の急速な変化を背景に、新たに発生した人権問題や法令」とありますが、新たに発生した人権問題というのが伝わりませんで、何々などと、例示をしていただくとよく分かるかと。これだけ素直に読み取れなかったという私の意見です。 それともう1点です。7ページの、私もこの言葉を初めて聞いたもので教えていただきたいんですが、「異校種間」という言葉がどこからきて、何を意味するものか教えていただきたいと思います。
会長	「異校種間」連携ですね。学校関係者に聞いたら、教えていただけたと思いますが。
委員	「異校種間」の意味合いですか。単純に、小学校と中学校はこれも異校種となりますので、そういう感覚だと思います。
委員	この言葉はあるんですか、一般的に使われることがありますか。
委員	使われることがあります。
委員	わかりました。初めて聞いた言葉だったので。
会長	というふうな、業界用語的な言葉も含めてご質問ください。 それでは、一旦先に進ませていただいて、また、言い忘れたことがあれば全体をして質問等お願いします。 9ページの「重要課題への対応」、(1) から31ページの(12)の「様々な人権課題」というところまで、重要課題をひとつずつ審議をお願いしたいと思います。 では(1)「同和問題」の説明をお願いします。

(1) 同和問題について事務局より説明	
会長	えせ同和行為の排除というのは、新たな取組として付け加えられたということは重要な変更点かなと思います。
委員	先ほど説明がありましたえせ同和行為ということについて、今回新たにでてきた言葉ではないかと思いますが、文字を見てみると、大体こんなことかなと思いますが、ただ同和問題それ自体を知らない世代が多いということになると、新たな言葉については注釈を必ずつけていただくのがいいのかなと思います。これに限らず、これからでてくるなるべく新しい言葉ですとか、ちょっと馴染のない言葉についてはお願いできないでしょうか。
事務局	えせ同和行為など、新たな用語やなじみのない用語につきましては注釈をつけさせていただきます。
会長	この言葉に限らず、丁寧をお願いいたします。 あえて言いますが、国や県の計画では同和問題は5番目なんですよね。なぜ益田市は1番目なのかというのは、私は益田市の矜持だと思いますけれども、同和問題がそもそもこの人権問題の始まりですので、その解決なくして、ほかの人権課題に取り組むという訳にはいかないんで、真っ先に同和問題について取り組むという益田市のもともとの基本方針ですので、それを踏襲している事だと私は理解しています。国や県に簡単に右にならえではないというところが益田市らしいことだと思います。
委員	先ほど説明がありました同和問題自体が見えにくくなっている、関係性が薄くなっている可能性があるということが、現状と課題のところにあります。それでは今後どうするのかというところは、この答えはどこにあるんですか。施策の方向性と取組全般で補っていくということになるんですかね。
事務局	取組といたしましては、施策の方向性と取組のところで、同和問題に対する意識を薄めさせないために、研修会などの実施により、人権意識を高めていただくといった取組を記載しております。
委員	折角課題が見えてきているのに、施策のところも、今までとそんなに変わっていないように見受けてしまったんですが、こういう課題に対し、これをするとかいうインパクトのある対応があったほうがいいのかなと思いました。ご意見として申し上げます。
委員	意識調査の「同和問題について、現在、どのような人権上の問題が起きれていると思いますか」の問に対し「分からない」と回答した人が4割に達するということで、学校でも同和問題学習を扱う中で、小学校で勉強してるだろうけど、やっぱり聞いたことがありませんとか、初めて聞きましたという生徒が大部分を占めているような状況で、私たちの教材をどうするかとか、ネタを考えるんですけど、多分あまり地域性として身近にたくさん地区があるようなところでもないの、生徒の実感として周りにあるんだっていうところがなかなか入って来づらいというところがあって、

	学校教育で教えていく中で、すぐ皆さん困り感を抱えていて、授業をする我々もちょっと困り感を抱えているところがあって、どうしても人権教育に流れがいつてる中で、市としては同和問題学習に、力を入れてそっちのほうへっていうようになってるんですけど、前提としてそこが子ども達の、身近にないっていうふうなところがすごく益田にいると感じるところがあって、よそへ出ると違うんですけど、感じるなっていうところがあって、要因としてもちょっとこれ、どうしたらいいのかがちょっと悩んでいるところなので、ある程度こういうふうな、どう扱ってこういうふうなみたいな、何かモデルなんかがあると、学校としてもうれしいかなあと思って悩んでいるところです。ちょっと具体的なことなんですけど、悩みをちょっとぼやいてみました。
会長	学校教育に期待されるところは大きいけど、学校の現場は、難しいというのはよく分かります。でもそこを乗り越えていくしかないので、学校教育の役割というのは必ず大きいと思います。ボヤキということで受けさせてもらいました。 ほかにご発言があればお願いします。なければ、次にいかせてください。 13 ページ（２）女性について、お願いします。
（２）女性について事務局より説明	
会長	前回の会議の最後のところで、女性という項目だてに違和感があるというご発言もありましたが、十分時間がとれず、そのまま置いておきましたけど、改定案では一番最初のところの説明等々随分変わっております。読んでいただいて女性の声が必要なのかということも理解していただければ結構です。 新たな課題として、困難な問題を抱える女性への支援というところが加わっております。いかがでしょうか。
委員	14 ページの「働きやすい職場づくり」で、事業者に対してということでは言っておりますけれど、産業支援センターが入ってます。市のこの計画をつくる担当には確かなかったですね。 ほかにも障がい者のところでバリアフリーという項目があつてですね、段差の解消だったり、道路であつたり板の間であつたりは建築課とかが関わっているのかなと思いますが、そこの構成に入っていないことの説明とですね、今後入れていくようなお考えがあるのかどうか、ただ単に連絡をしながらやるのかどうなのかちょっと教えていただけたらと思います。
事務局	今回ここに産業支援センターが入っていますが、労働とか就業に対する、いろいろな働きやすい職場づくりのための情報が、産業支援センターに集まりますので、産業支援センターが所管する、市内の企業が加盟されている雇用促進協議会に対しまして情報提供を行っているというところで、人権施策推進委員会のメンバーではないんですけど、この計画に関係する課というところで計画策定にも入っております。

委員	企業を網羅するのに、雇用促進協議会を申し上げられましたけども、この数はそんなにたくさんないと思います。雇用促進協議会のホームページを見ますが、全社が入ってるわけじゃありません。企業に対する取組としては手薄ではないかなという気がしますので、今のお答えですと産業支援センターが雇用促進協議会にいろんな情報を提供したり、こういうふうな人権施策に関するお願いをするというふうに私も受け取ったんですけども、そういう意味では、全社にはなっていないということで、もう少し輪を広げる方法を考えたほうがいいのかと思いました。
事務局	ご意見ありがとうございます。実は、人権センターでも、本日出席いただいている石西地域人権を考える企業等連絡協議会を中心に、人権に関する情報提供をしていましたが、それだけでは不十分というところで、産業支援センターを通じて、雇用促進協議会へも協力をお願いしたいというところで、産業支援センターが関係課として入っています。
委員	輪が広がっていい方向だと思いますが、もうちょっと検討してみてください。
会長	女性に限らず、企業に対して求められるところというのは結構、他にもあってですね、かと言って行政のほうから企業に直接働きかけることができにくいというテーマもあるようですので、その辺りのところが、できる限り、文章として書き込めれば書き込んでいただきたいし、実際の施策の推進に当たってもできるだけ積極的に輪が広がるような形で展開していただきたいと思います。よろしくお願いします。
委員	13 ページでの「家庭や地域においては、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス」などの記載が追加になっているかと思います。前回分をみますと、余り触れられていないですけど、いよいよやっぱり昨今の流れといいますか、人権課題として結構取りざたされているかなと思っております。 人権啓発推進センターもこうした書籍とかDVDとか結構そろえておりまして、貸出数が増えているのかなという印象です。こういったことは非常にいいことかなと思います。 それに対して、先ほども同じようなご意見もございましたが、14 ページの、現状と課題の改定案には、新しい課題を出されたのですが、今後の施策の方向性のところで、それに対する記載がちょっと見受けられないかなというふうに、困難な問題を抱える女性の問題はしっかり新しい視点ということで設けておりますが、固定的な性別役割分担意識に関するところはどうなのか、おそらく、人権尊重の意識づくりの③番ですね、ここに少し、性別による固定的な役割分担意識の解消などに努めますという表現が以前からあって、このあたりに、新たな人権課題の記載をしてるかと思いますので、何かちょっと工夫して、ただアンコンシャス・バイアスは男女の問題だけでなくいろいろ高齢者、様々な人権課題に対する、横断的に関するものだと思いますが、特にやっぱり男女の問題については、アンコンシャスバイアスが結構出てくると感じてますので、その辺りもちょっと工夫して、今後市民に対して方向性を示してあげれるといいなと思いました。

会長	私のほうから重なるかもしれませんが、最近、いろんな場面で女性に関わる課題については、ジェンダーの平等という言い方で最近では語られることが多いんですが、あえてその言葉が全く使われてないというのも、なぜかなと思いながら読みました。そういう新しい言葉、新しい課題なりを盛り込んだような文章がいいかなと、重ねて私もそう思いました。
委員	女性ということで、女性が多数ということになると思いますが、DVとか、ストーカーとか少数ではありますが、男性もあるんですね、そういったところで、女性、女性、女性ではなくて、男性も平等なわけですから、そういった内容も、取り込んでいただけたらと思います。
委員	今委員が言われたこととほとんど重なるところがありますが、この困難な問題を抱える女性への支援をいたしますということなんですが、どういう支援をどういう場所で受けられるのかということがあると分かりやすいかなということと、困難な問題を抱える男性はどうすればいいのかなっていうのを読ませてもらって、男性にはそういうところがないんだなっていうふうに思ってしまった、何かそういうのはちょっとつらいなという気持ちになってしまいました。 ごく少数のパターンだと思いますが、女性側からもこういうことで実際悩んでいる男性もいるので、そういう人たちを何か救ってほしいなという思いはすごく持っています。
会長	今、委員からも言われましたけど、女性だけではないだろう、男性のほうもあるだろうと、それはそうなんだけど、女性だけではない、男性には人権課題がないといってるわけではなくて、男性対女性ということでもなく、難しいんですよね。女性の課題が歴史的に、構造的に女性への人権課題が非常に重複して、のしかかってきているということが、国あるいは県、市を挙げて問題視をしているところがあって、ここに書いてないからといって、男性へのセクハラがないとか、男性が困難に落ちていることはないとか、そういうことを表現しているわけではないと。当然私たちの気持ちの中には男性の問題もあるということは認識した上で、基本的な計画をどうするか、それが国、県、市の考え方でないかなというふうに私は思っています。事務局で、もしお考えがあれば。
事務局	会長がいわれるとおり。今回ここでの女性への人権課題として挙げておりますのは、歴史的不利益をこうむってきた事実、政治経済、社会文化とかいろんな面で、男性と比較して不利な立場に置かれていたというのが過去にありまして、そこで女性の人権課題を守っていこうということで、ここに課題として挙げております。男性も暴力を振るわれたりとありますが、ここでは女性の人権課題を解決したいということで記載しております。
会長	こういう基本計画は100%でゴールするというのはなかなか難しいところがありますので、できる限り網羅的に文章表現で工夫できれば工夫していただくということで事務局にお任せします。

	15 ページ（３）子どもについてお願いします。
（３）子どもについて事務局より説明	
委員	15 ページの改定案には、今回新たに追加された項目がたくさんあるようですが、事前に資料を頂いて読み進めていった中で、ちょっと分からないところがあったんですが、不登校への理解、無理解、いうところがどういった点なのかっていうところも僕はちょっと引っかかりがありました。ここにある不登校の長期化などの問題というのがあるんですが、不登校っていわゆるメディアなんかで取り沙汰されるんですけど、不登校が問題なのかっていうか、いけないことなのかとふうにとらえられるんじゃないかなと思うんです。やっぱり、行きたくても行けないという子どもがいる中で、不登校を問題視するということで、確かに義務教育の学校については行かなきゃいけないんですけども、行きたくても行けないのは、なぜ行けないのか、問題視するのかっていうところを僕は個人的に疑問視していて、この不登校という不っていう字もやっぱり否定的なイメージで取られると思うんですけども、この文言自体もいやな感じがするんですが。ただ現状、不登校というのが今名称になってますのであれなんですけども、ただその問題とか、無理解っていうところちょっと分からなかったのので、どういった意味合いなのか知りたいので教えてもらえますか、今質問してもいいですか。
事務局	この場ですぐにお答えするはできませんので、ご意見を担当課と話をさせていただいて、こちらの文言のところについては再考させていただけたらと思います。
会長	今委員が言われたように、不登校自体が問題なのではなく、それを取り巻く背景とか、いろんなところが問題なわけで、その辺の言葉を文章でなかなか表現するのは難しいと思いますけど、一つ、再考いただければと思います。
委員	不登校という言葉なんですけれども、益田市教委さんでそういう言い方を改めようというのが２年ぐらい前から、話が出ていて、「学校が苦手な児童生徒」とか、そういう言い方にしましょうという形で、うちでは不登校っていう言葉ではなくて、学校が苦手な児童生徒や生徒という形で表現してますので、そういう子が存在するようになったその社会に問題があるとか、そういうふうな言い方で書いてもらえるといいかなと思います。
会長	ご意見でした。教育委員会担当者と相談してください。
委員	16 ページのア「社会みんなで子育ての喜びを分かち合う取組」の②で、現計画と同じ内容というところで、例えば、「地域全体で包括的に子育てに取り組む環境意識が確立するよう周知を図り」と書いてあるんですが、どうやってというようなところもひとつ思います。ただ、こういう計画なのであまり具体的に書きすぎても、ちょっと幅が少なくなってしまうんですが、ただ周知を図るだけだったら、そういう気持ちでぐらいいしか読めなくて、ですのので、例えば 14 ページの施策の方向性と取組のところのイで例えばＤＶのことであれば講演会や街頭啓発などで意識啓発に取り組むと書いてあるんですけど、例えば、そのような、ちょっと具体化したようなことが入ら

	ないかなあと思うところです。それから、同じく 16 ページのア②で、その下の、「地域の中で安心して仕事と子育てを両立するための支援を行います。」ここも、状況によってどんな支援があるのかなというようなところですね。何か方向性だけでも示せるような表現があると、皆さん安心して読めるのかなと思いました。 それと、質問ですがイの「子どもの権利条約などの理解推進に向けた取組」のところで、現計画と同じ内容なのかと思いますが、改定案の②で、文言の使い分けとして何か子どもの権利条約などの内容を広く理解させるように、何か理解啓発を進めま すみたいイメージなのかなと思ったんですが、あえて教育と書いてあるところに意図があるかどうかという、少し確認させていただければと思います。 以上です。
会長	1 点目のいろいろな具体的な施策、どこまで書き入れるか、全てに関わることで すので、難しいと思いますけれども、そもそもが教育啓発の基本方針を述べた文章が多 いので、具体的な行政施策についてなかなか踏み込めないというところだと思 います。事務局と担当課で相談してください。 それから、後半に言われた言葉の使い方として、子どもの権利条約の内容は広く理 解されるように教育・啓発をするんだけど、これもいろんなことで使われてる文書 をそのまま持ってきたんだろうと思いますが、確かに保護者、地域住民、教職員等の 教育をするわけじゃないかなと私も感じました。また、検討してください。
事務局	担当課に確認し、次回審議会のときに説明をさせていただけたらと思います。
会長	次回審議会でもた、報告をもらいましょう。 18 ページ、(4) 高齢者についてお願いします。
(4) 高齢者について事務局より説明	
(5) 障害のある人について事務局より説明	
委員	22 ページのア「バリアフリー社会の実現」に関してなんですが、①「障がいのある 人の基本的人権を基本として」にあらゆるバリアを解消してというところがあり ます。実際バリアと言われるものには物理的なものとか、それから制度的なもの とか、文化情報面、意識上のものというところがあります。そうなったときに、関係課 としてですね、障がい者福祉課のみが上がってるんですが、例えば物理的なものを解 消していくということであれば、それなりに予算も必要ですし、それから他の課の管 轄があったりするんですけど、ここで言うバリア、ぱっとバリアという言葉を出した 時にはそれぐらいのイメージが、一般的には沸いて出てくるものなので、例えばここ で言うバリアフリーのバリアって一体何だろうっていうところはもう少し明確にし ていくといいのかなあみたいな気もしました。 それと「特別支援教育の推進」というところで、あげていただいているところ ですが、23 ページの「子どもの多様性を尊重し、障がいのある子どもと障がいのない子 どもが共に学ぶ仕組みを推進する」のところで、例えば「子どもの多様性を尊重する」 というのが、もう少し具体化できるのかなというところがあります。それから、あく

	までも市の計画というところを鑑みたときに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶような仕組みって、どのような、構想があるのかなっていうようなところですね。インクルーシブ教育システムっていろいろなシステムがあって、例えば益田市の中で想定するものはどういったシステムなのかとか、全国的には、例えば本校は特別支援学校ですが、最近インクルーシブ教育システムといった場合には、同じ県立同士の高校と一緒に授業するなど共に同じ教室で学ぶよみみたいなことも勧めたりしてます。何かそういった形ではきつとないんだろうなと思ったりしますんで、例えば小学校、中学校があって、特別支援学級があってというところで、どういうふうにインクルーシブ教育システムを構築していくのか、また同じ地域にある県立高校である益田養護学校の方もどういうふうに活用していけるのかなみたいなところも、ここに書ききるのは難しいんですけども実際施策を進めていく上では課題になってくるかなと思いますので、その辺り、何か少しもう少し明確になるといいのかなという気がしました。以上です。
会長	ありがとうございました。 なかなか書き切るのは難しいかもしれませんが、今おっしゃったように、現場の声をもう少し直接聞いてもらった上で文章表現を考えた方がいいかもしれませんね。
事務局	ご意見ありがとうございます。 この計画についての具体的な個別の施策につきましては、年次計画を作成し審議会においてその実績につきまして報告という流れになっておりますので、今回の計画のところで、具体的内容をお示しするのは難しいんですが、年次計画のところで具体的な取組についてご説明できるかと思います。
会長	ありがとうございました。 あくまでも基本計画なので、大まかにしか中々書ききれないところもあります。ご理解をお願いします。 毎年毎年の実施計画なり、実施の報告なりがありますので、そういう場で、具体的な現場での声とかを聞かせていただけたらと思います。よろしくお願いします。 ほかいかがでしょうか。 そもそもですけど、障がいとか障がい者の表記の仕方が、なぜ「がい」が漢字になったり平仮名になったりするのかという、質問があったときに、注釈が入っていればいいかな。なぜあえて、こういう表現の仕方をするのかというところは、基本的な差別の問題だと思いますので、益田市としては是非注釈を加えることは必要かと思います。 それともう1点。これどこに書き込めばいいのかと私もちょっと悩んでいるんですけども、この障がい者に対する支援という言い方をよくするんですが、障がい当事者の意見なり、障がい当事者の計画への参画なりが必ず必要ではないかと私は意見をもっています。ですので、表現の仕方はなかなか難しいんですけど、単に行政側

	として支援をしますというような形じゃなくて、一緒に計画を作りますというようなスタンスで、表現してもらいたいかなというのは、二つ目の私の意見です。お願いいたします。
(6) 外国人について事務局より説明	
委員	教えていただきたいんですが、23 ページの「その権利の性質上、日本国民のみを対象とすると解されるものを除き」にラインが入ってますが、これを無くして、「日本国憲法が保障する基本的人権は、日本に在留する外国籍住民にも等しく保証されるものです」だけじゃいけないんですね。
事務局	この記載の内容は、国の計画と同様の内容で表記しております。宣言の性質上のところについて削除しても意味が通じるか再度検討させていただけたらと思います。
委員	24 ページのイ「多文化共生社会づくりの推進」の①の改定案で、外国人を対象に、やさしい日本語を通して、日本語学級を開催し、支援を行いますというのは分かるんですが、もともとやさしい日本語は外国籍の方にも分かりやすいような表記を、もちろん日本語教室とかで使われたりとかそういうのもあるんですけど、例えば、私は出雲市にも赴任してましたんで、出雲市の取組でいうと、行政から出てる文章もやさしい日本語を使ってるとか。 要するに、やさしい日本語を私たちのほうが使いましようみたいな、そういう文脈でよく使われることが多くて、私も本校に外国籍の子どもさんは今のところはいない状況ですが、例えば障がいのある保護者さんとかですね、いろいろな方がいらっしゃって、職員会議のところでやさしい日本語っていうのをちょっと紹介して、保護者宛の文章を少し平易にしていましようみたいな取組をするんですが。そういったところを考えるともう一つですね逆方向としてやさしい日本語を例えば、使っていましようみたいなことも、内容としてはあってもいいかなと思いましたので、意見としてはお伝えします。 以上です。
会長	単に外国人向けの施策ではないよということだと思います。 ほかにご意見がありますか。
(7) ハンセン病回復者等とその家族及び感染症患者・感染者等について事務局より説明	
会長	私のほうから、何点かお願いします。 冒頭のハンセン病がなぜ人権課題になったかという、国が誤った政策によるということが強調されたことは非常に良いことだなと思います。例えばそれが学校教育の課題にも入っていたらいいかなと思います。 二つ目、この文章表現の問題です。25 ページの「現在、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置づけが変更されものの」、このセンテンスは要らないのではないかということが1点。 それから、これをぜひ検討して、加えてほしいなという私の意見ですけども、感染症のほかにはですね、感染性ではない病気もいっぱいあって、しかもそれが人権課題と

	いか偏見差別にさらされてるという実態もあるわけで、ことさらに感染症とだけ書いてあるところに、若干私は不足感を感じます。ちょっと調べてみたら、希少疾患が現在の人権課題だという書き方をしているものもありますので、ぜひ感染症のほかに、希少疾患への偏見差別の人権課題だということを、書き加えて、ここにしか書けないので、感染症に限定しない書き方を是非、お願いしたいと思います。 それから細かいことですが、何々に対する人権問題という言い方はあまりしないのではないかな。関わる人権課題の方がいいと思いました。
(8) 北朝鮮当局による拉致問題等について事務局より説明	
(9) 犯罪被害者について事務局より説明	
会長	よろしいでしょうか。 今の施策を方向性と取組の最初に益田市の条例、ここに出てくるんですけど、最初の現状と課題、国の法律、島根県の条例に並べて益田市の条例が入るべきではないかなと思うんですけど。そのほうが、分かりやすいんじゃないかな。
(10) インターネットによる人権侵害について事務局より説明	
事務局	資料の訂正をお願いします。 現状と課題の右側の改訂案の意識調査のところで、「5.6%と続いています」となっておりますが、「45.6%」に修正をお願いします。
(11) 性的指向・性自認等について事務局より説明	
会長	前回の計画をつくる時期と、数年たった今ではかなりこの問題に関する考え方とか、意識が世間的にも変わってきていると思うので、表現についても、変えていかなければならないのではないかな、全体的にということをおきます。 その関係ですけど、現状と課題の改定案の真ん中あたり、下線部の、「国では、2004年7月に」というところで、性同一障害、云々の法律の説明が3行書いてあります。ことさらここだけこの説明が必要なのか、そもそも性同一性障害のことは、今はそういう言い方をしないし、そのことだけが問題なわけでは絶対ないので、ことさらこの法律を書く必要は全くないと思います。削除の方が適切ではないかなと、私は思いました。 書き加えれば、きりが無いのですが、現在のLGBTに関する文章、いろんなところを参考にさせていただいて、できるだけ新しいものにしていただければと思います。 それから相談体制ということについてです。学校だけではない相談体制、市民に対する相談体制でしょうけれども、学校においては相談する体制だけではそのことは解決しないので、環境づくりが大事じゃないかと以前言わせていただいてそれが加えてあったのでよかったと思ったんですが、逆に、市民に対しても、相談体制だけでは問題だけでは解決しないので、同じことが、その辺の整合性とか、どこまで書き込めるか分かりませんが、検討していただいたらいいと思います。
(12) 様々な人権課題について事務局より説明。	
事務局	資料の訂正をお願いします。

	自死に関わる人権問題の改定案に追加していただきたい文言があります。 一つ目のアンダーラインの国はからのところ です。 国は 2006 年に「自殺対策基本法」を制定し、同法に基づく「自殺総合対策大綱」のもと、自死防止の取組の自死防止の後に、「及び自死遺族への支援の充実など」、の追加をお願いします。「自死防止及び、自死遺族への支援の充実などの取組を推進してきました」になります。
委員	31 ページの「生き心地のよい益田市」という表現がありますが、何かスッとはいらず、何か違和感がある気がするんですが、特に問題ないですかね。
事務局	この自死計画の中に、この文言が使ってあると思いますが、再度確認をさせていただければと思います。
会長	私から、3 点ほど。 1 点目。そもそも「ホームレスに対する差別」という項目が、現在の人権課題として、上げる必要はあるのかどうかという、そういう意見です。検討してみてください。別に載っていて悪いというわけではないんですけども、ことさらここにのる課題なのかなと思います。 2 点目、災害に伴う人権問題というところで、東日本大震災などの災害により、今も避難生活をしている人に対し、とありますが、東日本大震災のことを忘れてはならないことなんでしょうけども、大震災っていう、ここは福島原発で避難された人に対する偏見差別という人権課題だと思います。災害自体で避難された人に我々は風評被害も差別もしてないのではないかな、と思うんですが、どんなもんでしょうか。この辺の書き方をもう少し、いろんなところから引っ張ってきて、何となく違和感があるんじゃないかと思うんですけど。いっそのこと上の 2、3 行をなくして、災害対策においてはというところから始めた方が現在は問題はないのではないかと思います。 それから、先ほどの自死に関わる人権問題というところで、つけ加えがありましたので、自死遺族の課題なんですよね。それが大事だろうという意見が私の胸にありました。で、ここに書いてあることだけで見ると、自死防止の取組をします。ということは書いてあるんですけども、何が人権課題なのかというところはほかの項目に比べて記載がないんですよ。なので、はっきりやっぱ自死遺族への中傷、偏見が一つの大きな人権課題であるし、そもそも自死された方本人がなぜ自死に至ったのかというその背景に人権課題がある気がするんで、その辺の理解が必要なんだろうかと思います。そこ辺りを書いた上で、人権課題として取り組みますという書き方をされないところ、ちょっとここは、足りないかなと思います。それから、未遂の方に対する偏見もかなり実際には、厳しいものはあるんじゃないかなと私実感としてなかなか分かりませんが、現実問題としては、自死の未遂に終わった方への支援というのが、遺族に対してもそうだけど本人に対する支援はもっと大事だと思っています。表現はお任せしますがもう少し書き加えて欲しいなと思います。せっかく新しい項

	目で、国にも県にもない人権課題として捉えられておられますんで。もう少し丁寧に書いていただければと思います。 全体を通して、各論のところ、同和問題から、その他までの全体を通して、意見があればお願いします。検討してみてくださいというところがあれば、お願いします。
委員	計画とは離れるかもしれないけど、21 ページの、障がい者の方が働ける場所、能力を発揮する機会というか、要は、自立に向けて働いて、お給料をもらって、自立したいという気持ちのあらわれだろうと思うんですけども、益田で、そういう障がいのある方が自立に向けてですね働いて、その賃金を得てですね、そういう自覚を持って生活されているというところについてですね、どうなんですかね、障がいのある人はやっぱり自分で働いて、お給料をもらって、物を買って、それはすごいいいことだと思うんですけども、それが本当に支援できる企業があり、そういう施設があり、どうなのかなということを知りたいと思いますのでまた分かったら教えてください。
会長	ありがとうございました。 私が聞きたいこともそれでした。やっぱり障がい者当事者にとって、1 番求められるのは雇用の場と私も思いますので、そこは是非人企連の方に意識を持ってもらって、また何か数値的なこととか、把握しといていただければ、ほかの別の会議でも、お聞きしたりと思いますので。障がい者雇用率は実際何%なのかとか、調べておいていただければ、嬉しいなと思いました。 この計画については、他に何か、この際ですので、この計画から若干外れても、質問があればお願いします。
委員	ちょっと外れるかもしれませんが、先ほど自死の方へ対しての支援とかおっしゃいましたけど、その支援を民生委員もやっているんですね。ただ、とてもデリケートな問題なので、今、個人情報とかいろいろ難しいことがいっぱいあります。そういったこと含めて人権センターと連携をしっかりとっていければ、多少スムーズにいくんじゃないかとそういうふうに思います。ぜひですね、連携のほうよろしく願いいたします。
会長	民生委員さんもそのことについては課題意識を持って、現場で苦勞されてるということですね。
委員	これだけじゃないんですけども、あとはひきこもりですとか、いろいろな問題が多くあります。
会長	この課題だけではなくて、高齢者、障がい者全て民生委員さんにかかっていると思いますが、その辺の記載がどこかにありましたかね、民生委員さんとの連携を進めますとか、図りますとか。
事務局	民生委員という特定はしていませんが、関係機関というところでお互いに連携していきましょうという内容で、包含させていただけたらと思っています。
委員	そのとおりです。民生委員というふうにしてしまうと、やっぱり民生委員の仕事はすごいあるものですから、やっぱり民生委員の中でも、それはちょっといかなもの

	かっていう方もいらっしゃるので、民生委員という風に固執してしまうと、やっぱり問題があると思うので連携というほうがいいと思います。
委員	先ほど他の委員も言われていたと思うんですけど、現状と課題のところで、このたび改定案ということで、新たに法律が制定されたりとか、制度が変わったりとか、あと新たな課題ができたものもあると思うんですが、そういったところについては、特に対策のところで、それを意識した言葉なり、何かを入れていただくといいなと思ってまして、現状と課題が変わっていくにもかかわらず、前回の内容がそのまま踏襲されていると、何となくそのことも大事なんですけれど、やっぱり現状がこういうふうに変ったので、こういったところを意識してやりますっていうそういったところが見えてくるといいなと思いました。
委員	30 ページのインターネットのところです。 改定案のところでアの「意識啓発の推進」のところで、たまたま気づいたんですけど、利用者の責任である、が個人の責任であるかに代わっているところなんですけど、印象として、もちろん個人だと思うんですけど、インターネット社会っていろいろあると思うんですけどこの辺をなんかもう新しい個人の課題であるとかっていうふうに受け止められないかな、そのあたりも何か工夫ができるといいかなと思う。 あわせて申し上げると、29 ページとか、かなりインターネット人権侵害については、冒頭のところで、3 ページのところで、国連では第 5 フェーズ行動計画でデジタル技術の取組がおこなわれているとか、4 ページ目のところで国の「人権教育・啓発に関する第 2 次基本計画」においてもインターネットによる人権問題が強く申し上げられているかと思います。 それらに連動して益田市さんとしても、インターネットの現状と課題のところについては、強めに詳しく書かれてるんだと思うんですけども、それに対する今後の取組方針といいますか、その辺りは何も変わっていないような感じで見受けられるので、もうちょっとその辺り、市民に対して、インターネットの危険性といいますか、インターネットリテラシーの問題のお話を申し上げた方が良くはないかなと思いますし、どっかの研修会に行ったときに聞きましたが、もう 16 歳未満の子供たちは SNS から切り離すといった報告を受けたりしましたが、そこまではいいませんが、もう少し市民に対して、インターネットと人権侵害というところを、何かメッセージとして発信していけるといいかなと感じました。
会長	個人の責任だけじゃあ、事は進まないということですね。 年々再々このネットによる人権侵害は深刻さを増してるんで、その辺りの危機感なり、表現に入ればいいと思います。 ほかいかがでしょうか。時間が来ました。 今日は最初に言いましたように、我々審議会委員としては、意見をこの際全部言って、後は全て事務局に持ち帰ってもらって、その後の具体的な修正は全ておまかせをするというスタンスでおりますので、できる限り受け止めていただいて、できる限り

	修正をお願いいたします。 最後のページ計画の推進というところがありますけども、これは最後に事務局で説明してもらって、終わりにしたいと思います。
3 計画の推進について事務局より説明	
会長	それではこの議案についての審議は終わりたいと思いますので、あとは事務局にお返しします。
事務局	渡辺会長さん、長時間に渡り、円滑な議事進行にありがとうございました。 委員の皆様には知見を生かして、貴重なご意見を頂きまして大変ありがとうございました。 そのほか何か言い忘れたことはありませんでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、時間になりましたので、以上をもちまして、令和8年度第2回益田市人権政策推進審議会を閉じさせていただきます。